

養護老人ホーム瀬野川ホーム
(介護予防) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護重要事項説明書

1 (介護予防) 指定特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業者

事業主体の名称	社会福祉法人 慈楽福祉会	
事業主体の代表者の氏名及び職名	理事長 後藤 俊明	
事業主体（法人）の主たる事務所の所在地 （連絡先及び電話番号等）	事業主体（法人）の主たる事務所の所在地	広島市安芸区中野三丁目9番5号
	電話番号	082-893-6606
	FAX番号	082-893-6608
事業主体の設立年月日	昭和 49年 1月 18日	

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	養護老人ホーム瀬野川ホーム
介護保険指定事業所番号	広島県3470105523号
事業所所在地	広島市安芸区中野東二丁目34番1号
連絡先	電話番号：082-893-1888 FAX番号：082-893-1887
入居定員	50名
居室数	2人部屋23部屋、4人部屋1部屋

(2) 受託居宅サービス事業者等

居宅サービス名	指定訪問介護
事業者名	社会福祉法人 慈楽福祉会
事業所名	あきなかの訪問介護事業所
事業所所在地	広島市安芸区中野三丁目9番5号

居宅サービス名	指定訪問看護
事業者名	安芸地区医師会
事業所名	安芸地区医師会訪問看護ステーション
事業所所在地	安芸郡海田町栄町5番13号

居宅サービス名	指定通所介護
事業者名	社会福祉法人 慈楽福祉会
事業所名	デイサービスセンター安芸中野
事業所所在地	広島市安芸区中野三丁目9番5号

居宅サービス名	指定通所介護
事業者名	社会福祉法人 慈楽福祉会
事業所名	デイサービスセンターれんげ
事業所所在地	広島市安芸区中野三丁目9番6号

居宅サービス名	指定通所介護
事業者名	医療法人社団 長寿会
事業所名	時計台デイサービスセンター
事業所所在地	広島市安芸区中野東六丁目3番36号

(3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人慈楽福祉会が開設する養護老人ホーム瀬野川ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業所）は、事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。
運営の方針	事業の実施に当たっては、上記の受託居宅サービス事業者〔受託介護予防サービス事業者〕にサービス提供に関する業務を委託するとともに、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	真狩 留美子
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。	常勤 1名
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成します。	非常勤 1名 内、1名は主任支援員と兼務
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行います。	常勤 1名 内、1名は主任相談員と兼務
介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。	常勤換算 1名以上 支援員・介護員と兼務

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) サービス内容

サービス区分と種類	内容
(介護予防) 特定施設入居者生活介護計画の作成	<p><特定施設入居者生活介護></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)特定施設入居者生活介護計画を作成します。 2 (介護予防)特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 (介護予防)特定施設入居者生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、(介護予防)特定施設入居者生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、(介護予防)特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
受託サービス事業者との連携	受託サービス事業者と随時連絡を取りあい、利用者ごとの実施状況を定期的に把握し、利用者の身体状況に配慮した適切なサービスを提供します。
相談及び援助	入所者及びその家族からの相談に応じます。

(2) 特定施設入居者生活介護の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
従業者に対する禁止行為
- ⑥ 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ⑦ 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ⑧ ③職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

(3) 利用料金

重要事項説明書別紙1のとおり

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください（1ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）。

- ① 金融機関口座（ひろしま農業協同組合、広島信用金庫、郵便局、広島銀行、もみじ銀行）からの自動引き落とし
- ② 指定口座（ひろしま農業協同組合、広島信用金庫、郵便局、広島銀行、もみじ銀行）への振り込み
- ③ 窓口での現金支払い

契約者ご永眠後は、身元引受人もしくは連帯保証人によりご利用料金を精算いただきます。

5 サービスの提供に当たっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る養護老人ホームが作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」は、契約者又は利用者によるその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「（介護予防）特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	サービス改善会議リーダー
-------------	--------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁</p>

	<p>的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p> <p>④ 上記のほか、別紙 2「個人情報の取扱いについて」に記載のとおり取り扱うものとします。</p>
--	--

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<p>【市町村（保険者）の窓口】 広島市高齢福祉部介護保険課</p>	<p>所在地 広島市中区国泰寺一丁目6番34号 電話番号 082-504-218（直通） ファックス番号 082-504-216（直通）</p>
<p>【居宅支援事業所の窓口】</p>	<p>事業所名 養護老人ホーム瀬野川ホーム 所在地 広島市安芸区中野東二丁目34番1号 電話番号 082-893-1888 担当介護支援専門員</p>

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険・超Tプロテクション
補償の概要	損害賠償・損害補償

11 心身の状況の把握

特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 サービス提供の記録

- (1) 特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 契約者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者	防火管理者、副防火管理者
-------------	--------------

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：毎年2回
- (4) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
 - 特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行う。
 - 苦情受付担当者は速やかに、苦情解決責任者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。
 - 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行う（時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う）。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 当施設の生活相談員	所在地 広島市安芸区中野東二丁目34番1号 電話番号 082-893-1888 ファックス番号 082-893-1887 受付時間 8:30～17:30
【市町村（保険者）の窓口】 広島市高齢福祉部介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183
【市町村（保険者）の窓口】 ※広島市以外の保険者の場合	各介護保険関係の担当課

【公的団体の窓口】 広島国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話番号 082-554-0782
----------------------------	--

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	広島市安芸区中野東二丁目34番1号
	事業所名	特別養護老人ホーム瀬野川ホーム
	代表者名	真狩 留美子 (押印省略)
	説明者氏名	(押印省略)

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印（自署または押印）

代理人	住所	
	氏名	印（自署または押印）

重要事項説明書別紙 1

利 用 料 金

(1) 基本料金

【外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護基本サービス費】（一日あたり）

単位	利用料	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
57（要支援1・2）	595 円	60 円	119 円	179 円
84（要介護1～5）	877 円	88 円	175 円	263 円

(2) 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
障害者等支援加算	20	209 円	21 円	42 円	63 円	1日につき
サービス提供体制強化加算（I）	22	229 円	23 円	46 円	69 円	1日につき
介護職員等特定処遇改善加算（I） （令和6年5月31日まで）	所定単位数の 18/1000	左記の 単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 （所定単位数） ※介護職員等ベース アップ等支援加算、 介護職員等処遇改善 加算を除く。
介護職員処遇改善加算（I） （令和6年5月30日まで）	所定単位数の 82/1000	左記の 単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 （所定単位数） ※介護職員等ベース アップ等支援加算、 介護職員等特定処遇 改善加算を除く
介護職員ベースアップ等 支援加算 （令和6年5月31日）	所定単位数の 15/1000	左記の 単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数※ 介護職員等特定職 員支援加算、介護 職員等改善特定処 遇改善加算を除く
介護職員等特定処遇改善 加算（I） （令和6年6月1日か ら）	所定単位数の 140/1000	左記の 単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数 （所定単位数）

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

○訪問介護

要支援1・要支援2（1月あたり）

訪問介護					
区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度（要支援1・2）	1032	10,784円	1,078円	2,157円	3,235円
週2回程度（要支援1・2）	2066	21,589円	2,159円	4,318円	6,477円
週3回程度（要支援2）	3277	34,244円	3,424円	6,849円	10,273円

要支援1・要支援2（日割り計算の場合 1日につき）

訪問介護					
区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度（要支援1・2）	34	355円	36円	71円	107円
週2回程度（要支援1・2）	68	710円	71円	142円	213円
週3回程度（要支援2）	108	1,128円	113円	226円	338円

要介護1～要介護5

訪問介護 身体介護						
区分	基本単位	利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
身体1 (15分未満)	7:30～18:30	94	982円	98円	196円	295円
身体2(15分～30分未満)	7:30～18:30	189	1,975円	198円	395円	593円
身体3(30分～45分未満)	7:30～18:30	256	2,675円	268円	535円	803円
身体4(45分～1時間未満)	7:30～18:30	341	3,563円	356円	713円	1,069円
身体5(1時間～1時間15分未満)	7:30～18:30	426	4,451円	445円	890円	1,335円
身体6(1時間15分～1時間30分未満)	7:30～18:30	511	5,339円	534円	1,068円	1,602円
1時間30分以上	7:30～18:30	548	5,726円	573円	1,146円	1,718円
以上 15分増すごとに	7:30～18:30	36	376円	38円	75円	113円

要介護1～要介護5

訪問介護 生活援助						
区分	基本単位	利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
生活1(15分未満)	7:30～18:30	48	501円	50円	100円	150円
生活2(15分～30分未満)	7:30～18:30	94	982円	98円	196円	295円
生活3(30分～45分未満)	7:30～18:30	142	1,483円	148円	297円	445円

生活 4(45分～1時間未満)	7:30～18:30	190	1,985 円	199 円	397 円	596 円
生活 5(1時間～1時間15分未満)	7:30～18:30	214	2,236 円	224 円	447 円	671 円
生活 6(1時間15分以上)	7:30～18:30	256	2,675 円	268 円	535 円	863 円
通院などの為乗車または後者の介助が中心である場合	7:30～18:30	85	888 円	89 円	178 円	266 円

○訪問看護

要支援 1・2

訪問看護						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	7:30～18:30	272	2,842 円	285 円	569 円	853 円
		准看護師の場合 245	2,560 円	256 円	512 円	768 円
30分未満	7:30～18:30	405	4,232 円	424 円	847 円	1,326 円
30分～1時間未満	7:30～18:30	713	7,450 円	745 円	1,490 円	2,235 円
1時間～1時間30分未満)	7:30～18:30	978	10,220 円	1,022 円	2,044 円	3,066 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合	7:30～18:30	255	2,664 円	267 円	533 円	800 円
		1日に2回を超える場合 229	2,393 円	240 円	479 円	718 円

要介護 1～要介護 5

訪問看護						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	7:30～18:30	282	2,946 円	295 円	590 円	884 円
		准看護師の場合 254	2,654 円	266 円	531 円	797 円
30分未満	7:30～18:30	423	4,420 円	442 円	884 円	1,326 円
30分～1時間未満	7:30～18:30	739	7,722 円	773 円	1,545 円	2,317 円
1時間～1時間30分未満)	7:30～18:30	1,013	10,585 円	1,059 円	2,117 円	3,176 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合	7:30～18:30	264	2,758 円	276 円	552 円	828 円
		1日に2回を超える場合 237	2,476 円	248 円	496 円	743 円

○通所介護

要支援 1・要支援 2 (1月あたり)

通所介護					
区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	1490	15,570 円	1,557 円	3,114 円	4,671 円
要支援 2	3054	31,914 円	3,192 円	6,383 円	9,575 円

要支援1・要支援2（日割り計算の場合 1日につき）

通所介護					
区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	49	512円	52円	103円	154円
要支援2	101	1,055円	106円	211円	317円

【外部サービス利用型（介護予防 通所介護加算）】

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
栄養改善加算	135	1,410円	141円	282円	423円	1月につき
口腔機能向上加算	135	1,880円	188円	376円	564円	
一体的サービス提供加算	432	4,514円	452円	903円	1,355円	

要介護1～要介護5

通所介護（通常規模型）						
区分	基本単位	利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
3時間～4時間未満	要介護1	311	3,249円	325円	650円	975円
	要介護2	356	3,720円	372円	744円	1,116円
	要介護3	401	4,190円	419円	838円	1,257円
	要介護4	446	4,660円	466円	932円	1,398円
	要介護5	494	5,126円	517円	1,033円	1,549円
4時間～5時間未満	要介護1	326	3,406円	341円	682円	1,022円
	要介護2	373	3,897円	390円	780円	1,170円
	要介護3	421	4,399円	440円	880円	1,320円
	要介護4	469	4,901円	491円	981円	1,471円
	要介護5	518	5,413円	542円	1,083円	1,624円
5時間～6時間未満	要介護1	473	4,942円	495円	989円	1,483円
	要介護2	558	5,831円	584円	1,167円	1,750円
	要介護3	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円
	要介護4	731	7,638円	764円	1,528円	2,292円
	要介護5	816	8,527円	853円	1,706円	2,559円
6時間～7時間未満	要介護1	489	5,110円	511円	1,022円	1,533円
	要介護2	577	6,029円	603円	1,206円	1,809円
	要介護3	666	6,959円	696円	1,392円	2,088円
	要介護4	755	7,889円	789円	1,578円	2,367円
	要介護5	845	8,830円	883円	1,766円	2,649円
7時間～8時間未満	要介護1	546	5,705円	571円	1,141円	1,712円
	要介護2	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円
	要介護3	747	7,806円	781円	1,562円	2,342円
	要介護4	851	8,892円	890円	1,779円	2,668円
	要介護5	953	9,958円	996円	1,992円	2,988円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間

数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度の利用者の場合であって、通院・外出等のための介助を行うことの前後に連続して、身支度等に相当の所要時間(20~30分程度以上)を要す身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。
- ※ 利用者負担金は特例措置等により減額される場合があります。
- ※ 通常のサービス提供地域以外の地域については、別に定める交通費を申し受けます。
- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.70円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

個人情報の取り扱いについて

【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人慈楽福祉会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又は棄損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話082-893-6606）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、個人情報に関する基本方針は、当法人のホームページ（施設URL <http://www.jiraku.or.jp>）で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

【個人情報の利用目的】

社会福祉法人慈楽福祉会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはいたしません。